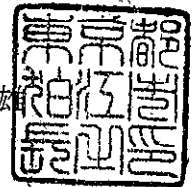


狛江市要綱第**100**号

狛江市重層的支援体制整備事業支援会議及び狛江市重層的支援体制整備事業
重層的支援会議の設置及び運営に関する要綱をここに公布する。

令和6年 **4**月**25**日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市重層的支援体制整備事業支援会議及び狛江市重層的支援体制整備事業重層的支援会議の設置及び運営に関する要綱 ~~（案）~~

令和 6 年 4 月 25 日
要綱第 100 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、狛江市福祉基本条例施行規則（平成 6 年規則第 30 号。以下「規則」という。）第 7 条の 4 第 2 項及び第 7 条の 5 第 2 項の規定に基づき、狛江市重層的支援体制整備事業支援会議（以下「支援会議」という。）及び狛江市重層的支援体制整備事業重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）の設置及び運営に関し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 6 の規定並びに狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 8 号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 重層的支援体制整備事業実施者 法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号及び同項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業の実施者のことをいう。
- （2） 支援関係機関 条例第 16 条第 3 項に規定する支援関係機関のことをいう。
- （3） 地域生活課題 条例第 16 条第 3 項に規定する課題のことをいう。
- （4） 地域生活課題を抱える者 地域生活課題を抱える市民又は世帯のことをいう。
- （5） プラン 地域生活課題を抱える者への支援プランのことをいう。
- （6） 相談支援包括化推進員 狛江市地域共生社会推進事業実施要綱（平成 30 年要綱第 50 号）第 2 条第 3 号に規定する者のことをいう。

（所掌事項）

第 3 条 支援会議は、法第 106 条の 6 に規定する事項を所掌する。

2 重層的支援会議は、支援に対する同意を得た地域課題を抱える者に対して、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 重層的支援体制整備事業実施者が作成したプランの共有及び適切性の協議
- （2） プラン終結時における支援の経過と成果の評価及び支援関係機関による支援の終結判断
- （3） 社会資源の充足状況の把握並びに必要な社会資源及び新たな行政による支援の開発に向けた検討
- （4） その他会議の設置の目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第 4 条 支援会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福祉保健部福祉相談課長
 - (2) 相談支援包括化推進員
 - (3) 規則第7条の4第1項に規定する支援関係機関等
- 2 市長は、前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ支援会議に、医師、弁護士等の専門家及び福祉の識見を有する学識経験者等の出席を求めることができる。
- 3 重層的支援会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 福祉保健部福祉相談課長
 - (2) 相談支援包括化推進員
 - (3) 支援関係機関に属する者
- 4 市長は、前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ重層的支援会議に、医師、弁護士等の専門家及び福祉の識見を有する学識経験者等の出席を求めることができる。
- (会長及び副会長)
- 第5条 支援会議及び重層的支援会議（以下「会議」という。）に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、福祉保健部福祉相談課長とし、副会長は、相談支援包括化推進員とする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 会議は、会長が必要に応じて構成員の全部又は一部を指名して招集することにより開催する。
- (庶務)
- 第7条 会議の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。
- (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の協議により別に定める。
- 付 則
- この要綱は、公布の日から施行する。